

米国特許資料

審査官インタビューの有用性を再認識すると共に
出願人が審査官インタビューを利用し易くするために講じた USPTO の施策に注目

2017年06月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

ペンディング状態にある特許出願に関し、特許弁護士／出願人は、審査官インタビューを行うことが認められています。審査官インタビューの形態として、個人面談、電話協議、テレビ会議、及び email によるインタビューがあります（いずれも 30 分以内）。

Office Action を検討した結果、審査官がクレームの特徴を広く解釈し過ぎたり、拒絶の根拠とされる引用文献に対する審査官の解釈が不適切であったりしたような場合、拒絶理由を克服する上で、審査官インタビューは有用なツールの一つとなり得ます。このような場合、出願人は、審査官に対して意図するクレーム発明の範囲を説明したり、拒絶理由の根拠となる引用文献の開示内容を説明したりして、審査官との距離を縮めることによって、適切な審査を期待することができます。

また、発行されるべきではなかったにもかかわらず Final Office Action が発行された場合、審査官インタビューは、"Finality"を取り下げてもらっても有用なツールになり得ます。

上記の場合に限らず、審査官インタビューは、広く一般に活用されてきました。USPTO は、昨今、特許プロセキューションのコンパクト化を達成する上で、審査官インタビューが重要な役割を果たすものであると認識し、出願人が審査官インタビューを利用し易くするための措置を講じています。このことについて、以下に説明します。

【全 4 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。